

## エンジンをかけたまま給油することは法令違反です！

ガソリンスタンドで、給油をするときはエンジンをかけたまま給油することはできません。

エンジンをかけたままの給油は危険物の規制に関する政令第 27 条第 6 項第 1 号口の違反になります。

これは、ガソリンを給油する乗用車だけでなく、軽油を給油するトラックも同様です。

※ 危険物の規制に関する政令第 27 条第 6 項第 1 号口

**「自動車等に給油するときは、自動車等の原動機を停止させること。」**

ガソリン、軽油、灯油は消防法により「危険物」と定められています。ガソリンは、そのままでもすぐに着火しますし、灯油、軽油も紙や衣服に染み込むと簡単に着火する危険なものです。

給油しているときにエンジンがかかっていると法令違反になるだけでなく、非常に危険です。必ずエンジンを止めてから給油するようにして、ください！



※ ガソリンスタンドに掲げる「給油中エンジン停止」の掲示板